

共用型指定認知症対応型通所介護

グループホーム涼風の家 運営規程

(共用型指定認知症対応型通所介護事業)

(事業の目的)

第1条 医療法人富士たちばなクリニックが開設するグループホーム涼風の家（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な共用型指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 一 事業所の介護従事者は、要介護者・要支援者であつて認知症の状態にある者について、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
 - 二 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 三 共用型指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供を行う。

(事業の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。
- 一 名 称 共用型指定認知症対応型通所介護 グループホーム 涼風の家
 - 二 所在地 高崎市倉渕町水沼字 131-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる。
 - 二 介護従事者 9名以上
介護従事者は、共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる。
 - 三 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、居宅サービス計画書に沿った通所介護計画を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、3名とする。

(共用型指定認知症対応型通所介護の内容)

第6条 共用型指定認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 入浴サービス
- 五 延長サービス
- 六 送迎サービス
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月、火、水、木、金、土、日
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30まで
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。 延長提供時間 午後4時から

(利用料等)

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は以下の数に10.33を乗じた額とし、当該共用型指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、その1割、2割、3割の額とする。

※介護保険負担割合証に準ずる

単位数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	267	277	286	295	305
4時間以上5時間未満	279	290	299	309	319
5時間以上6時間未満	445	460	477	493	510
6時間以上7時間未満	457	472	489	506	522
7時間以上8時間未満	523	542	560	578	598
8時間以上9時間未満	540	559	578	597	618

入浴介助加算(Ⅰ)	・・・1回につき 40 単位	
(Ⅱ)	・・・1回につき 55 単位	
若年性認知症利用者受入加算	・・・1日につき 60 単位	
延長利用	・・・9 時間以上 10 時間未満	50 単位
	・・・10 時間以上 11 時間未満	100 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	・・・1回につき 22 単位	
(Ⅱ)	・・・1回につき 18 単位	
(Ⅲ)	・・・1回につき 6 単位	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	・・・1日につき 27 単位	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	・・・1月につき 100 単位	
(Ⅱ)	・・・1月につき 200 単位	
栄養改善加算	・・・1回につき 200 単位 (3 ヶ月以内の期間に限り月 2 回まで)	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	・・・1回につき 20 単位 (6 ヶ月に 1 回を限度)	
(Ⅱ)	・・・1回につき 5 単位 (6 ヶ月に 1 回を限度)	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	・・・1回につき 150 単位 (3 ヶ月以内 月 2 回を限度)	
(Ⅱ)	・・・1回につき 160 単位 (3 ヶ月以内 月 2 回を限度)	
科学的介護推進体制加算	・・・1月につき 40 単位	
送迎減算	・・・送迎を行わない場合	片道につき 47 単位減算

介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)

総単位数に 18.1%を乗じた額の 1～3 割分が自己負担となります。

※金額については、実際の清算時には端数処理によって若干の違いが生じることがあります。

- ・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10 円

②紙おむつ代 リハビリパンツ、テープ止め)：180 円

尿取りパット代 : 大 80 円 中 70 円 小 60 円

③食材料費：昼 600 円 夜 600 円 おやつ 120 円

④洗濯代(希望時)：100 円

⑤散髪代(希望時)：1000 円

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 送迎

送迎地域は高崎市倉渕地域となります。ご利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎が受けられない時があります。

二 金銭・貴重品の管理

原則としてご利用者の責任において管理して頂きます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮ください。

三 宗教・政治・営業活動

施設内での他に利用者に対する宗教活動、政治活動、営業活動はご遠慮ください。

四 食べ物の持ち込み

健康上の理由などのため、ご遠慮ください。

(非常災害対策)

第10条

一 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

二 管理者は、防火管理者を選任する。

三 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。

四 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年 2 回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第11条

一 緊急時の対応

利用者に病状に急変、その他緊急の対応の必要が生じた場合、必要に応じ速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとり、指示を受ける。

二 事故発生時の対応

- ・サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ・事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。
- ・事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条

一 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- ・その他虐待の防止のために必要な措置

二 事業所は共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等現に利用者を擁護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を派遣した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

一 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ・継続研修 年1回

二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四 妥当適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

五 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 富士たちばなクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。